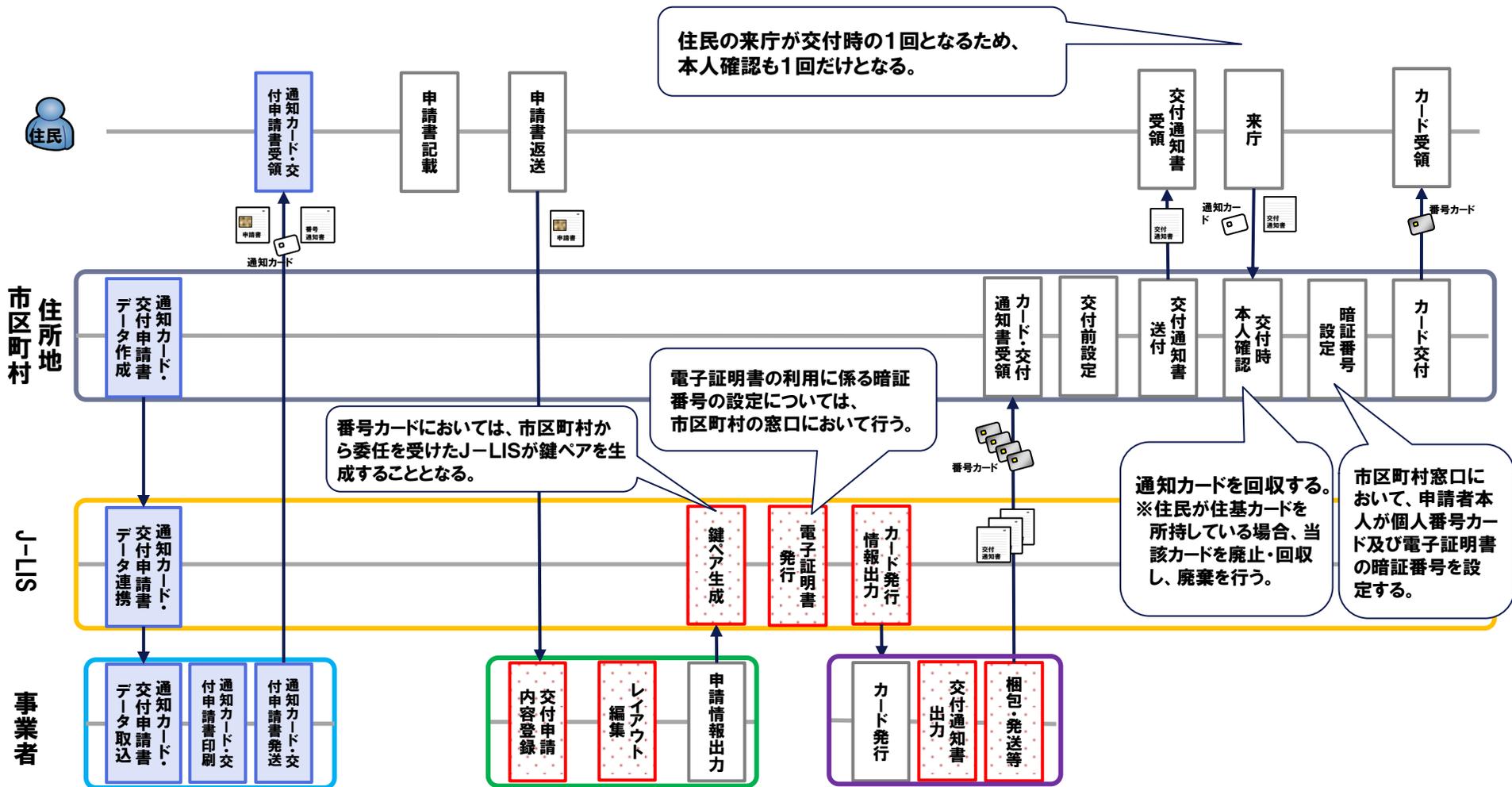


個人番号カードの申請・交付方式(案)について

- ① 交付時来庁方式
- ② 申請時来庁方式
- ③ 申請時来庁方式(被災者・DV被害者対応)
- ④ 勤務先企業等による一括申請方式
- ⑤ 勤務先企業等による一括申請方式
(勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付)

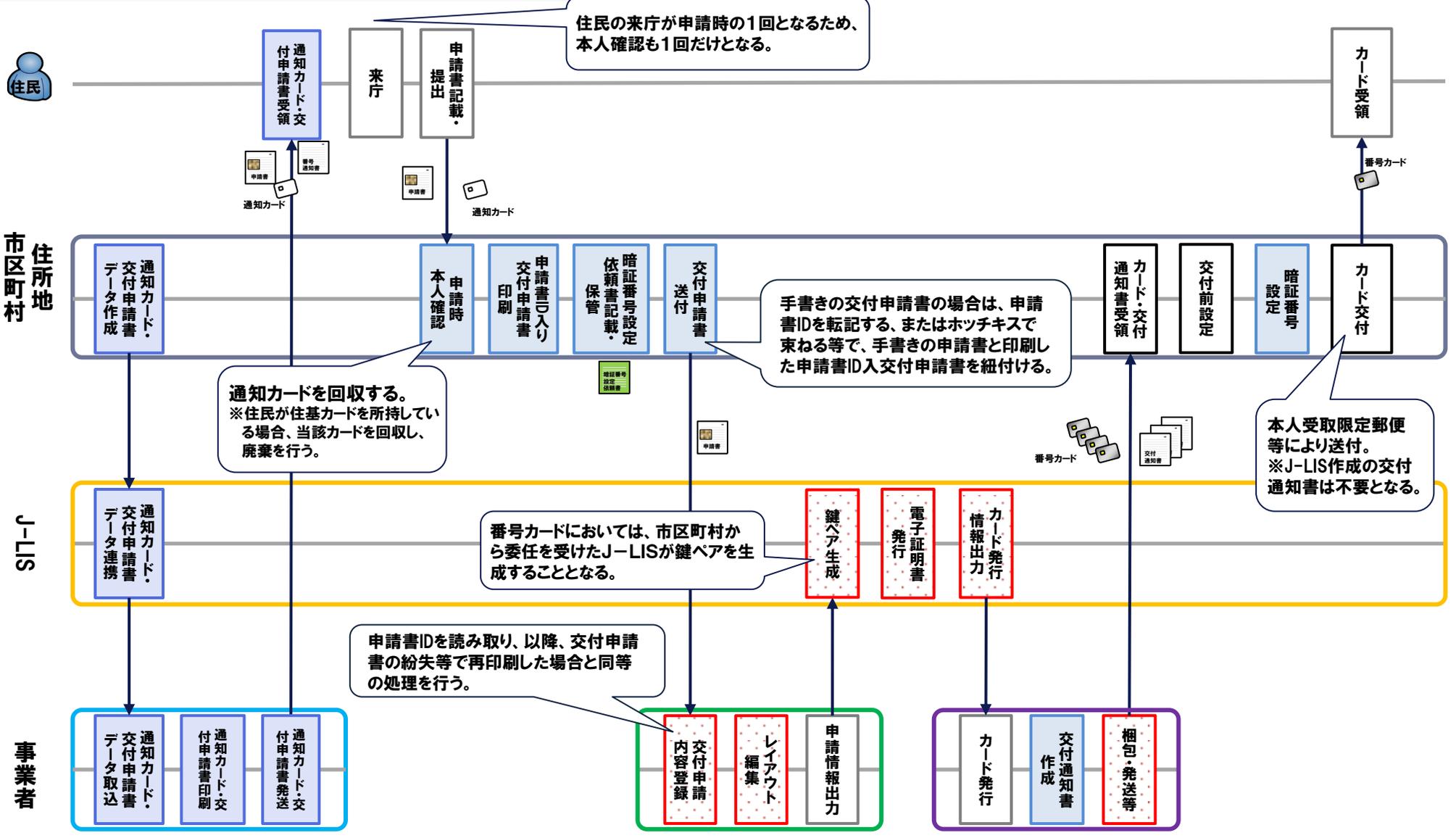
市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(①交付時来庁方式)

交付業務フロー(一括委任方式:交付時来庁)



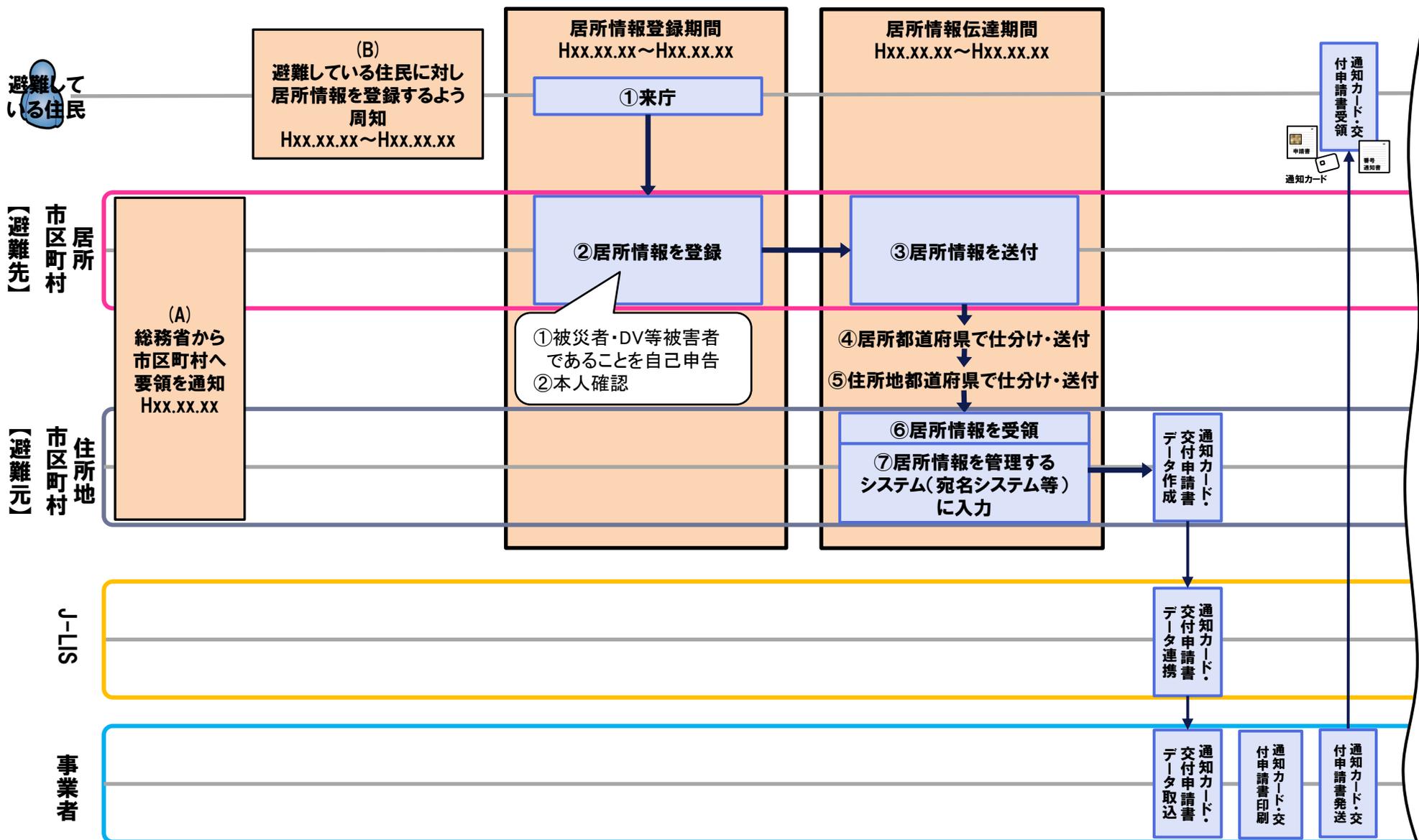
市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(②申請時来庁方式)

交付業務フロー(一括委任方式:申請時来庁)



通知カードの送付のための被災者やDV等被害者の居所情報の伝達フロー(案) ①

○通知カード送付のため、住所地市区町村以外に居所を構える被災者やDV等被害者の居所情報は、居所市区町村において情報を登録し、住所地市区町村に伝達する。



通知カードの送付のための被災者やDV等被害者の居所情報の伝達フロー(案) ②

- 通知カードについては、市町村長が、番号法施行日において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者に対して送付することとなっている。
 - 東日本大震災による被災者やDV等被害者の中には、住民票を置いたまま住所地以外の場所に移動(避難)していることも想定される。
 - こうした者で生活の本拠が移動先(避難先;居所)にある場合には、番号法施行日までに当該居所のある市町村(居所市町村)に転入していただくことが基本。
(通知カードは転入後の住所に送付することとなる)
- ※DV等被害者については、居所市町村に転入後、支援措置を申し出てDV等支援対象者となることにより、ご自身の新しい住所が、DV等加害者による戸籍の附票の写しなどの請求を通じて当該DV等加害者に知られることを防げる。

- しかしながら、
 - ①東日本大震災による被災者でやむを得ず避難先市町村で避難生活を送っており、避難先市町村に転入しない者や
 - ②DV等被害者で、やむを得ない事情により居所市町村に転入しない者については、一定の配慮をし、居所(避難先)に送付することとする(居所(避難先)は登録してもらう)。

※居所の登録方法、関係市町村間での情報伝達方法など具体的な運用方法は、別途お知らせする。

市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(④勤務先企業等による一括申請)

○ 勤務先企業等において従業員の申請を一括して行う場合を想定した交付業務フローは、以下のとおり。

職場で一括して申請を取りまとめる交付業務フロー(一括委任方式:交付時来庁)

